

おわりに

今期の協議テーマである、“「地域教育」の推進と学校との連携について”のテーマ設定理由に以下の文章があります。

葛飾区においては、家庭・学校・地域のそれぞれの領域において様々な取組や実践が民間、行政ともに進められてきたが、「地域教育」の一層の推進のために、これらの成果を基盤としつつ、今後のあり方や具体的な推進方法について検討する。

私たち第7期社会教育委員が2年間にわたり、“「地域教育」の推進と学校との連携について”継続的に検討を重ね、優れた実践の報告を受けるなかで、改めて葛飾区の特徴として私たちが理解したものは、まさに「家庭・学校・地域のそれぞれの領域において様々な実践が民間・行政ともに進められてきた」という事実でした。「地域の子どもたちの健やかな成長・発達のために」地道な努力を重ねられてきた、地域の方々や学校関係者、またそれを支えてきた行政の先駆的な施策などに触れ、心が揺さぶられることも度々でした。また、そのなかで、学校を核とした人と人との絆の深まりやネットワークの広がり、さらに活動や対話を通じての人々の成長がもたらされてきていることも知り、うれしく思いました。

本提言は、それらの実践や行政施策の現状と成果を「地域教育」という観点から整理し、「地域教育」のより一層の発展のための提言を行ったものと言えます。最後に、本文では触れられなかった点について、以下の3点をあげておきたいと思います。

第一に、「家庭教育」についてです。「家庭教育」については、会議の中で話題に上ることもしばしばありましたが、基本的には議論の対象外としました。しかし「保護者も地域の一員である」という視点は委員一同共有しており、その認識で、今回の議論や提言をおこないました。

第二に、今回は特に学校との関連の深い6つの地域教育施策に絞って協議を



社会教育委員の会議の様子

すすめました。そのため、子ども会や少年スポーツ団体などは、この提言に含めませんでした。しかし、広く考えれば、「地域教育」は学校との連携・協働が



すべてではありません。学校との連携・協働で行うものと、その周辺で違う形で行うもののがあって、有機的なネットワークで双方の活動を学びあうことができれば、より一層充実したものとなるでしょう。

第三に、平成23年4月から実施される「葛飾教育の日」についてです。私たちの協議には間に合いませんでしたが、

区内の小中学校では、原則として月に1回、「土曜日授業」が実施されることとなります。

地域への授業公開や地域の協力を得た授業などを通して、学校と家庭、地域の相互理解や連携を深める契機になり得るもので、学校・地域・関係者の皆様のご理解とご尽力を望むものです。

このように、今回触れることができなかつた点も含めて、総合的に葛飾区の「地域教育」がより一層推進されていくことを期待いたします。



放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）



芝生校庭での芝生整備ボランティアとの
昼食交流会（学校地域応援団）

用語解説

葛飾区生涯学習振興ビジョン P.3

葛飾区基本計画の基調である「区民と創る元気なかつしか」を生涯学習の側面から実現しようとするもので、特に、教育委員会が実施する社会教育施策を中心に取りまとめ、平成20年11月に策定した。これまでの生涯学習の取組と実績、区民生活や社会状況の変化等を考慮し、特に重点的に取り組むべき施策を取り上げた。

ビジョンの期間としては、平成21年度から5年程度である。学校教育を中心に取りまとめた「葛飾区教育振興ビジョン(第2次)」と併せて、葛飾区における「教育振興基本計画」として位置づけた。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度) P.4

平成16年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入された。この制度は、学校の設置者である教育委員会の判断により学校運営協議会を設置することを通じて、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って公立学校の運営に参画することを可能とするもの。

保護者や地域住民を委員とする「学校運営協議会」は、校長が作成する学校運営の基本的な方針の承認や学校運営全般について教育委員会・校長に意見を述べることなどができる。平成22年4月1日現在、全国で629校、都内で110校が指定されている。

学校選択制 P.4

通常、区市町村教育委員会は、就学予定者が就学すべき小・中学校を指定することになっている(学校教育法施行令第5条)。しかし、1997年に文部科学省が「通学区域制度の弾力的運用について」という通知を出したことから、学校選択制が広がった。

この学校選択制は、通学区域にかかわらず、子どもや保護者の学校選択の希望を取り入れようとする制度である。この選択制では、自由選択制、ブロック選択制、隣接区域選択制など様々な形態が考えられる。

葛飾区では、「学校選択制度は、子どもたちの個性を伸ばせる学校を選択できる制度であり、保護者や子どもたちが、学校を選択する過程を通じ、学校や教育に対する関心を深め、学校・家庭・地域社会の連携のもと地域に開かれた学校づくりを推進する」ことを目的に、平成15年度から中学校で自由選択制を、平成16年度から小学校で隣接区域選択制を導入している。

学校支援地域本部事業 P.5

平成20年度より文部科学省において実施している。教育委員会、PTA、地元企業等の

支援団体の協力を得て、学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりをしている。具体的に、地域住民が積極的に学校支援活動（例えば、学習支援活動、部活動指導、環境整備、登下校安全確保、学校・地域との合同行事の開催等）に参加し、教員を支援することにより教員の負担軽減が図られるだけでなく、地域住民と児童生徒との異世代交流を通して、弱まった地域の絆を回復させ、地域の教育力を活性化させようとするもの。

葛飾区教育振興ビジョン（第2次） P.5

平成18年11月に、平成15年に策定された葛飾区教育振興ビジョンを、この間の取組の成果や課題を踏まえて改定したもの。学校教育を中心としつつも、学校教育に関連する家庭教育や社会教育についても盛り込んでいる。重点的に取り組むべき教育施策について、5年程度を期間とした中期的な方向性、方針を示している。

キャリア教育 P.9

キャリア(経験)を生かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。学校教育におけるキャリア教育は従来指導されてきた「進路指導」とほぼ同義。しかし「進路指導」が上級学校への移行に偏重している現状から、意味を刷新するために「キャリア教育」という語が使用されるようになった。

キャリア教育という言葉が公文書で初めて使用されたのは、1999年の中央教育審議会答申で、「学校と社会及び学校間の円滑な接続を図るためのキャリア教育(望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育)を小学校段階から発達段階に応じて実施する必要がある」と述べられている。

平成18年に改正された教育基本法においても「教育の目標」の一つとして「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んじる態度を養うこと」が規定された。新学習指導要領では、職場体験活動を積極的に取り入れるなどキャリア教育の充実が述べられている。

学習指導要領 P.9

文部科学省が告示する教育課程の基準で、学校が各教科で教える内容を定めたもの。

平成23年度から施行される新学習指導要領では、「ゆとり」か「詰め込み」かではなく「生きる力」をはぐくむ教育とし、基礎的な知識や技能の習得と思考力、判断力、表現力の育成を強調している。小学校では平成23年度、中学校では平成24年度から完全実施される。昭和50年代の改定以来、減り続けてきた授業時間はおよそ30年ぶりに増加し、小学校の授業時数は6年間で現行より278コマ増えて5645コマ、中学校は3年間で105コマ増え3045コマとなる。小学5、6年生に「外国語活動」の時間を創設、総合的な学習の時間の削減と主要科目の授業時間増加、削減された内容の復活などが行われた。

放課後子ども教室推進事業 P.9

文部科学省では、平成16年度から18年度まで緊急3ヵ年計画として、「地域子ども教室推進事業」を実施した。平成19年度から「地域子ども教室推進事業」を「放課後子ども教室推進事業」として国の支援の仕組みや内容を変更して実施している。

小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施。具体的に何を行うかは各地域で決める。事業の主な実施主体は市町村となっており、国は各地域での取組に対し補助をしている。葛飾区では「わくわくチャレンジ広場」の名称で実施している。

かつしか区民大学 P.10

平成22年5月に本格開校した、学びと交流の楽しさを大切にした区民のあらたな学習の場。区内全域をキャンパスとし、特定の施設を拠点とせず、各地域にある公共施設を活用して講座を実施している。入学・卒業という制度はなく、希望の講座に申し込むことで、受講者となる。また、学習の励みとして、また継続して学ぶことができるように学習単位（受講履歴）の認定を行っている。

区民大学の講座は、3つの重点方針、(1)多様な学びによる自己表現 (2)地域に貢献できる人材育成 (3)区民の参画、協働による運営をもとにして、講座の3つの柱①『葛飾学』②『かつしかひとづくり・まちづくり・未来づくり』③『生きがいを創造する地域・教養百科』をもとに企画している。

学校評価制度 P.13

学校の自主性・自律性が高まる中で、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すことが重要である。また、学校が説明責任を果たし、家庭や地域との連携協力を進めていくことが求められている。

このことから学校教育法が平成19年6月に改正され、第42条において、学校評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図り、教育水準の向上に努めることが規定された。また第43条においては、学校の情報提供に関する規定が新たに設けられた。

平成20年1月に策定された文部科学省の「学校評価ガイドライン〔改定〕」では、学校評価が、①各学校の全教職員が行う自己評価 ②保護者や地域住民などが能動的・主体的に評価に参画する学校関係者評価 ③学校と直接関係を有しない専門家などによる客観的・専門的な視点から行う第三者評価の3つに整理されている。学校関係者評価については、自己評価の客観性・透明性を高めることともに、学校の状況に関する共通理解を深め、学校・家庭・地域の連携協力を促すことが目的として強調されている。

第7期社会教育委員の会議の協議テーマについて

協議テーマ

「地域教育」の推進と学校との連携について

理由

教育基本法第13条として新たに規定された「学校・家庭及び地域住民の相互の連携協力」は、従来の家庭教育・学校教育・社会教育という枠組みだけでは捉えきれない新たな領域及び概念を提示しており、東京都生涯学習審議会第2次答申において、「地域教育」という新たな概念が提示された。

葛飾区においては、家庭・学校・地域のそれぞれの領域において様々な取組や実践が民間、行政ともに進められてきたが、「地域教育」の一層の推進のために、これらの成果を基盤としつつ、今後のあり方や具体的な推進方策について検討する。

第7期社会教育委員名簿 (任期 平成21年4月1日～平成23年3月31日)

氏名	現職等	選出区分	備考
沢崎 俊之	埼玉大学教育学部教授	学識経験者	議長 起草委員
大島 英樹	立正大学法学部准教授	学識経験者	副議長 起草委員
酒井 榮一	葛飾区体育協会副会長	社会教育関係者	副議長 起草委員
片岡 嘉治	葛飾区自治町会連合会代表 葛飾区青少年育成地区委員会代表	社会教育関係者	
田中 美津子	葛飾区青少年委員会副会長	社会教育関係者	平成22年4月1日から
後藤 正博	葛飾区立中学校 PTA 連合会代表	社会教育関係者	
安藤 希與子	葛飾区立南奥戸小学校校長	学校教育関係者	起草委員
千野 英雄	葛飾区立双葉中学校校長	学校教育関係者	起草委員 平成22年4月1日から
金山 昌代	葛飾区青少年委員会会長	社会教育関係者	平成22年3月31日まで
永林 基伸	葛飾区立堀切中学校校長	学校教育関係者	平成22年3月31日まで

『第7期社会教育委員の会議』協議経過

回	日 時	内 容
第1回 (全体会)	平成21年 5月25日(月)	○社会教育委員の委嘱 ○議長、副議長の決定 ○協議テーマについて ○社会教育関係団体への補助金交付について
正副 議長会	6月18日(木)	○「今後の協議の進め方」について協議
第2回 (全体会)	7月16日(木)	○「地域教育」について(懇談) 山崎教育長 ○「地域教育」論の経緯について 大島副議長 ○今後の協議の進め方について
第3回 (全体会)	9月15日(火)	○東京都生涯学習審議会答申について 説明 教育庁生涯学習課 梶野光信社会教育主事
正副 議長会	9月25日(金)	○「今後の協議の進め方」について協議
第4回 (全体会)	11月30日(月)	○学校と地域の連携について(ヒアリング) 報告 柴原小学校 塚越たい子校長 本田中学校 西城宏道校長
第5回 (全体会)	平成22年 1月26日(火)	◎「地域教育」の推進と学校との連携について 報告○わくわくチャレンジ広場の取組について 南 裕さん(柴原わくわくチャレ広場リー ダー) ○学校地域応援団の取組について 久留木紀子さん(金町小学校地域応援団コー ディネーター) ○学校地域応援団の取組について 浅岡しのぶさん(木根川小学校地域応 援団コーディネーター)
第6回 (全体会)	3月16日(火)	◎「地域教育」の推進と学校との連携について 報告○学校図書館ボランティア活動について 小林優季子さん(南綾瀬小学校学校図書 館ボランティア) ○子どもを犯罪から守るまちづくり活動について 上田美佐子さん (青少年育成お花茶屋地区委員会委員) ○ボランティアカードの取組について 芹沢光雄 さん(青少年育成新小岩北地区委員会会長)
正副 議長会	3月24日(水)	○スケジュールの検討 ○提言の構成 ○起草委員、執筆分担
正副 議長会	4月20日(火)	○提言の構成について
起草委員会 1	5月25日(火)	○提言のあらまし、論点などの整理
第7回 (全体会)	5月31日(月)	○社会教育関係団体への補助金交付について ○提言についての協議
起草委員会 2	6月17日(木)	○提言についての協議(「学校地域応援団事業」と「放課後子ども事業」について)
起草委員会 3	6月30日(水)	○提言についての協議 (「提言書」への執筆フォーマット及び「学校評議員制度」・「中学校部活動指導者」について)
起草委員会 4	7月20日(火)	○提言についての協議 (「中学生の職場体験事業」・「子どもを犯罪から守るまちづくり活動」について)
起草委員会 5	9月6日(月)	○提言についての協議 (「葛飾区の地域教育施策の現状」・「地域教育施策の成果と課題」について)
起草委員会 6	9月27日(月)	○提言についての協議 (「『地域教育』の推進と学校との連携について」中間報告(案)について)
第8回 (全体会)	10月26日(火)	○提言についての協議
起草委員会 7	12月7日(火)	○提言についての協議
第9回 (全体会)	平成23年 1月18日(火)	○提言についての協議
第10回 (全体会)	2月21日(月)	○提言の最終確認 ○提言の提出

「地域教育」の推進と学校との連携について
(提 言)

平成 23 年 (2011 年) 2 月
第 7 期 葛飾区社会教育委員の会議

発 行 葛飾区教育委員会事務局生涯学習課
〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1 電話 5654-8512